

令和8年度 国民健康保険料の減免について

国民健康保険料の減免等の手続のための来庁は必要ありません。

減免申請については、原則として郵便又はオンライン申請で受付を行いますので、まずは電話で保険課までお問い合わせください。

【 お問い合わせ 】 守口市健康福祉部保険課 TEL : 06-6992-1545 (直通)

電話で相談いただいた上で、郵送を希望される場合は、市から国民健康保険料減免申請書一式、記入例及び返信用封筒を送付します。必要事項を記入の上、返送してください。

----- <減免申請添付資料一覧> -----

No.	減免事由	添付書類・注意事項																
1	<input type="checkbox"/> 震災、風水害、火災等 (①全壊、全焼、大規模半壊 ②半壊、半焼 ③火災による水損又は床上浸水)	被災状況が分かる書類 (※コピー可) ・り災証明書																
2	<input type="checkbox"/> 所得減少【注1】 ① 令和7年中の所得金額と比べ、減免事由が発生した年月日以降の所得金額が、30%以上減少することが見込まれる世帯 ② 下記の減免事由のうち、2つ以上に該当する場合は、該当する減免事由に応じた必要な書類をすべて提出してください。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 35%;"><input type="checkbox"/> 自己都合の退職</td> <td>退職日がわかる書類 (※コピー可) ・源泉徴収票、退職証明書、離職票、資格喪失証明書等</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 非自発的失業 (会社都合の退職)</td> <td>下記に掲げる書類すべて (※コピー可) ・非自発的失業による国民健康保険料軽減届出書 ・雇用保険受給資格者証、雇用保険受給資格通知 (離職コードが確認できるもの)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 仕事の減少による給与所得の減少</td> <td><u>所得が減少した月を含む直近3か月</u>の給与明細書 (※コピー可)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 事業に係る所得減少 (事業所得の減少)</td> <td>収支内訳書 (同封していますので、記入の上、提出してください。)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 事業等の廃止</td> <td>下記に掲げる書類すべて ・廃業年月日がわかる廃業届出書 (※コピー可) ・収支内訳書 (同封していますので、記入の上、提出してください。)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 不動産所得・山林所得の減少</td> <td>収支内訳書 (同封していますので、記入の上、提出してください。)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 雑所得の減少</td> <td>保険金・個人年金等の振込額がわかる書類 (※コピー可)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 配当所得の減少</td> <td>配当金支払通知書 (※コピー可)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 自己都合の退職	退職日がわかる書類 (※コピー可) ・源泉徴収票、退職証明書、離職票、資格喪失証明書等	<input type="checkbox"/> 非自発的失業 (会社都合の退職)	下記に掲げる書類すべて (※コピー可) ・非自発的失業による国民健康保険料軽減届出書 ・雇用保険受給資格者証、雇用保険受給資格通知 (離職コードが確認できるもの)	<input type="checkbox"/> 仕事の減少による給与所得の減少	<u>所得が減少した月を含む直近3か月</u> の給与明細書 (※コピー可)	<input type="checkbox"/> 事業に係る所得減少 (事業所得の減少)	収支内訳書 (同封していますので、記入の上、提出してください。)	<input type="checkbox"/> 事業等の廃止	下記に掲げる書類すべて ・廃業年月日がわかる廃業届出書 (※コピー可) ・収支内訳書 (同封していますので、記入の上、提出してください。)	<input type="checkbox"/> 不動産所得・山林所得の減少	収支内訳書 (同封していますので、記入の上、提出してください。)	<input type="checkbox"/> 雑所得の減少	保険金・個人年金等の振込額がわかる書類 (※コピー可)	<input type="checkbox"/> 配当所得の減少	配当金支払通知書 (※コピー可)
<input type="checkbox"/> 自己都合の退職	退職日がわかる書類 (※コピー可) ・源泉徴収票、退職証明書、離職票、資格喪失証明書等																	
<input type="checkbox"/> 非自発的失業 (会社都合の退職)	下記に掲げる書類すべて (※コピー可) ・非自発的失業による国民健康保険料軽減届出書 ・雇用保険受給資格者証、雇用保険受給資格通知 (離職コードが確認できるもの)																	
<input type="checkbox"/> 仕事の減少による給与所得の減少	<u>所得が減少した月を含む直近3か月</u> の給与明細書 (※コピー可)																	
<input type="checkbox"/> 事業に係る所得減少 (事業所得の減少)	収支内訳書 (同封していますので、記入の上、提出してください。)																	
<input type="checkbox"/> 事業等の廃止	下記に掲げる書類すべて ・廃業年月日がわかる廃業届出書 (※コピー可) ・収支内訳書 (同封していますので、記入の上、提出してください。)																	
<input type="checkbox"/> 不動産所得・山林所得の減少	収支内訳書 (同封していますので、記入の上、提出してください。)																	
<input type="checkbox"/> 雑所得の減少	保険金・個人年金等の振込額がわかる書類 (※コピー可)																	
<input type="checkbox"/> 配当所得の減少	配当金支払通知書 (※コピー可)																	
	【注1】 所得減少を減免事由とする場合に当たっての注意事項 (1) 譲渡所得の減少(土地・建物等の不動産の売買)は、減免の対象になりません。 (2) 非経常所得(譲渡所得、山林所得、一時所得等)の減少は対象外です。 (3) なお、添付書類を準備できない場合は、収支内訳書または収入・所得見込額報告書の裏面にある「 <u>申立書</u> 」に理由等を記入してください。(虚偽の報告をした場合は、減免の取り消しとなります。) (4) 保険料額が賦課限度額に達している場合、減免が適用されない場合があります。																	
3	<input type="checkbox"/> 刑事施設、労役場等への拘禁	・収容証明書、在所証明書等 (※コピー可) ※拘禁期間が満了する月の前月まで減免を適用します。																
4	<input type="checkbox"/> 旧被扶養者	被用者保険の被扶養者であったと確認できる書類 (※コピー可) ・各保険者が発行する資格喪失証明書等																

SMS（ショートメッセージサービス）による市からの連絡について

提出いただいた減免申請について、内容や添付書類に不備があった場合、SMS（ショートメッセージサービス）を利用して市から連絡させていただくことがあります。お持ちの方は携帯電話番号の記入をお願いします。

＜国民健康保険料Q & A＞

Q. 通知された保険料の納付が困難な場合は、どうしたらいいですか。

A. 特別な事情がある場合、保険料の納付方法の相談ができますので、保険収納課へお問い合わせください。なお、災害などに遭われたり、前年と比べて今年の所得が大きく減少する見込みがあるなど、保険料の納付が困難となる特別な事情がある場合は、保険課へ申請いただくことで保険料が減免される場合があります。

Q. 保険料を納期限までに納付しない場合は、どうなりますか。

A. 督促状や催告書を送付します。さらに滞納を続けると、特別療養費の支給対象者になることがあります。特別療養費の支給対象者になると、医療費を全額支払っていただきます。なお、後日申請を行うことで支払った額から一部負担金相当額を控除した額の給付を受けることができます。

また、特別な事情がなく滞納を続けていると、預貯金などの財産の差押えに至る場合があります。速やかに保険収納課にご相談ください。

Q. 減免の申請をしたが、いつ減免の申請結果がわかりますか。

A. 減免の申請結果については、原則、申請書を受理した月の翌月中旬に通知します。減免が決定の場合は、国民健康保険料額決定・変更通知書を送付します。減免が不決定の場合は、国民健康保険料減免不決定通知書を送付します。

なお、減免は申請日の属する月以降の月割をもって算定した保険料に適用しますが、減免を申請した月の保険料額の変更に間に合わないため、翌月以降の月割納付分で調整します。

Q. 減免の手続きは、オンラインでできますか。

A. 守口市オンライン申請システムで、旧被扶養者減免、拘禁減免、災害減免及び所得減少減免の申請ができます。下記の二次元コードから申請し、被保険者情報や添付書類をアップロードしてください。なお、申請に不備がございましたら市よりご連絡させていただく場合があります。

初めて利用される方は、リンク先の「新規登録」より利用登録が必要です。



旧被扶養者減免



拘禁減免



災害減免



所得減少減免